

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 20 号

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項各号列記以外の部分中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 1 号中「710 円」を「950 円」に改め、同項第 2 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改め、同項第 3 号中「840 円」を「1,120 円」に改め、同項第 4 号中「1,080 円」を「1,440 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。